

和 議 第 5 9 号  
令和6年9月24日

和光市長 柴崎 光子 様

和光市議会議長 安保 友博

専決処分の不承認に伴う措置について

当市議会では、令和6年6月定例会において、議案第37号「専決処分の承認を求めることについて（市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例）」を不承認としましたが、この件について、9月定例会に地方自治法第179条第4項に基づく報告が提出されていません。この報告は法律に基づく報告なので、事実行為としての議長報告だけではなく、正式に議案として議会に提出する必要があります。速やかに追加議案として提出していただきたい。もしも、9月定例会に間に合わない場合には、必ず、12月定例会に提出していただきたい。

なお、その報告には、①この専決処分に対して議会から不承認の議決をされたことを重く受け止めている旨、および、②今後、条例の制定については、法令を遵守し、適正な市政運営に努める旨を明記していただきたいと考えます。

（付言事項）

この専決処分は、①議会開会中にもかかわらず行ったこと、②地方自治法の専決処分に関する規定に違反していること、③当初提出していた議案を撤回し、専決処分をしたことは、議会の条例の審議権を回避した疑いがあること等、法令に違反し、かつ、議会軽視であることを指摘しておきます。